中国によるレアアース関連貨物及び技術の輸出管理規制の強化について（速報）

―輸出管理法等に基づく 3 類型のフルスペックの再輸出規制の発動
―用途・需要者にかかわらず、中国国外で中国原産のレアアース関連製品や技術を用いて生産された製品の全ての輸出（再輸出）が許可対象に
―生産製品に対するレアアース価値比率を示すコンプライアンス通知書の発行は貿易実務における相当の負担に
―中国原産のレアアース製造等の関連技術の全てが許可対象

2025.10.9
CISTEC 事務局

中国商務部は 10 月 9 日、レアアース関連製品及び技術の輸出規制措置を発表[1]した（10 月 9 日及び 12 月 1 日に施行。）。
速報として、以下、概要を解説する。

1．概要

今回の措置概要は以下のとおり。後述２．において具体的な内容を説明。

① 中国国外における中国以外を仕向地とする以下の再輸出規制措置

（1）中国原産のレアアース関連製品を用いて国外で生産された製品（製品の価値に占める割合が 0.1%以上のもの）の輸出規制（2025 年 12 月 1 日施行）
（2）中国原産のレアアース関連技術を用いて国外で生産された製品の輸出規制（2025 年 12 月 1 日施行）
（3）中国原産のレアアース関連製品の輸出規制（2025 年 10 月 9 日施行）

② レアアース関連技術の輸出規制（2025 年 10 月 9 日施行）

（1）レアアースの採掘、製錬分離等の関連技術及びその媒体の輸出規制

[1] 以下の 2 件。
商务部公告 2025 第 61 号 公布对境外相关稀土物项实施出口管制的决定（中華人民共和国商務部サイト）別添 1※機械翻訳
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_7fc9bff0fb4546ecb02f66ee77d0e5f6.html
商务部公告 2025 第 62 号 公布对稀土相关技术实施出口管制的决定（中華人民共和国商務部サイト）別添 2※機械翻訳
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_6cb42957741440c6984de696b70df9ae.html

(2) レアアースの採掘、製錬分離等に関連する生産ラインの組立、調整、保守、修理、アップグレード等の技術の輸出規制

(3) 規制対象外の技術等であっても輸出事業者が海外における採掘や製錬分離等に使用される、又は実質的に寄与することを認識している場合の輸出規制

2．具体的な内容

① **中国国外における生産製品等の輸出（再輸出）について、中国以外を仕向地として行う以下の輸出は許可が必要**。輸出者はコンプライアンスガイドライン[2]の要求に従い、**輸入者等に対して「コンプライアンス通知書」を発行**。

・軍事ユーザーや輸出規制管理ユーザーリスト掲載者等（**持株比率が 50%以上の子会社、支店等を含む**）への輸出や、大量破壊兵器や軍事用途又は**軍事潜在力の向上等に使用される（可能性がある）場合は原則許可されない**。

・以下の場合は個別審査。

- 最終用途が 14 ナノメートル以下の論理チップの研究開発、生産
- 256 層以上のメモリチップの研究開発・生産
- 上記プロセスの半導体製造装置・試験装置・材料の製造
- 潜在的な軍事用途を有する人工知能の研究開発

・最終用途が緊急医療、自然災害救助等の人道支援である場合、輸出後 10 営業日以内に電子メールで商務部に報告し、中国の国家安全等に害する用途に使用されないことの確約が必要（輸出許可申請は不要）。

【留意点】

・中国国外で生産した製品（中国原産のレアアース関連製品（付属書 1[3]第一部）を含有、混合等している製品（付属書 1 第二部））について、**それを生産国内において移転又は外国に輸出する場合、当該製品に対する中国原産のレアアースの価値比率を示したコンプライアンス通知書を荷受人、輸入者又はエンドユーザーに対して発行することが必要**。

・**一次製品のみならず、二次製品以降のアセンブリ等も対象**であり、中国原産のレアアース関連製品が含まれているかどうかの**確認は貿易実務における相当な負担**となり、**ビジネスの阻害になりかねない**。

---

[2] 別添 1 中の付属書 2　※機械翻訳

[3] 別添 1 中の付属書 1　※機械翻訳

（1）中国原産のレアアース関連製品を用いて国外で製造された製品（製品の価値に占める割合が 0.1%以上のもの）の輸出規制（2025 年 12 月 1 日施行）

- 中国原産のレアアース関連製品（付属書 1第一部）を含有、混合等した国外で製造された製品（付属書 1 第二部）であって、レアアース関連製品（同第一部）が国外で生産された製品（同第二部）の価値に占める割合が 0.1%以上のものの輸出

【留意点】
付属書 1 第二部に掲げる国外生産製品には、部品、コンポーネント及びアセンブリも対象であり、**一次製品に限らず、二次製品以降も対象**となる。

（2）中国原産のレアアース関連技術を用いて国外で製造された製品の輸出規制（2025 年 12 月 1 日施行）

- 中国原産のレアアース採掘、製錬分離、金属製錬、磁性材料製造、レアアース二次資源リサイクル関連技術を用いて国外で生産された製品（付属書 1）の輸出

【留意点】
・関連技術はリスト規制に係る該当技術・非該当技術にかかわらず、**上記に関連する中国原産の技術は全てが対象**。
・関連技術を用いて生産した製品（付属書 1 第二部）は**一次製品に限らず、二次製品以降も対象**となる。

（3）中国原産のレアアース関連製品の輸出規制（2025 年 10 月 9 日施行）

- 中国原産品（付属書 1）に掲げる製品の輸出

② **以下のレアアース関連技術の輸出は許可が必要**（2025 年 10 月 9 日施行）。

・本公告における「輸出」とは以下のとおり。
- 規制対象物を中国国内から国外への移転
- 国内もしくは国外において外国の組織もしくは個人への提供
- 貿易輸出のほか、知的財産権の許諾、投資、交流、贈与、展示、検査、試験、援助、伝授、共同研究開発、雇用又は受託、コンサルティング等のいかなる方法による移転または提供を含む。

・輸出申請の際、輸出者（**中国国外に所在する輸出者を含む**）は付属書 1[5]の要求により、「輸出管理対象技術の移転又は提供に関する状況説明書」の提出が必要。
・中国国内において、国内所在の外国企業等や個人に提供する場合（**中国国内提供**）、付属書 2[6]の要求により「国内における輸出管理対象技術の提供に関する状況説明書」の提出が必要。
・輸出後に、輸出、到着、使用状況等の報告が必要（両用品目輸出管理条例第 18 条 [7]等）。
・**公知の技術、基礎科学研究の技術又は通常特許出願に必要な技術は対象外**。
・いかなる単位及び個人も、本公告に違反する行為に対して仲介、斡旋、代理、貨物輸送、郵便、通関、第三者電子商取引プラットフォーム及び金融等のサービスを提供してはならない（**関与の可能性がある場合、サービス提供者は、サービス対象者に対し、本規制の対象か、輸出許可を申請中か、許可取得の有無を問う**ものとする。）。
・中国公民、法人、非法人組織は、許可なく海外におけるレアアース採掘、製錬分離、金属製錬、磁性材料製造、レアアース二次資源リサイクル活動に対し、いかなる実質的支援してはならない。

【留意点】
・**国内における外国の企業や自然人に対する技術提供も「輸出」規制（みなし輸出）の対象**に（当該技術を受領した外国の企業がその後、中国国外に持ち出す場合も許可対象。）。
・規制対象となる提供方法に限定はなく、**あらゆる移転及び提供行為が対象**。
・**国外における、外国の企業や自然人に対する技術提供や外国の企業や自然人が行う技術提供も対象（域外適用）**。

(1)　レアアースの採掘、製錬分離等の関連技術及びその媒体の輸出規制

➢　レアアースの採掘、製錬分離、金属製錬、磁性材料製造、レアアース二次資源リサイクル利用に関連する技術及びその媒体（規制コード：1E902.a）

【留意点】

[5] 別添 2 中の付属書 1　※機械翻訳
[6] 別添 2 中の付属書 2　※機械翻訳
[7] 第十八条　輸出者は輸出許可証に明記された範囲、条件と有効期間に基づいて両用品目を輸出し、かつ実際の輸出、到着、設置、使用等の状況を報告しなければならない。～（略）～。

・「レアアース」、「製錬分離」、「金属製錬」及び「レアアース二次資源」の定義及び範囲はレアアース管理条例[8]の関連規定に従う。
・「磁性材料製造」技術とは、サマリウムコバルト、ネオジム鉄ホウ素、セリウム磁石の製造技術を指す。
・技術及びその媒体には、技術関連資料等のデータ（設計図面、工程規範、工程パラメータ、加工プログラム、シミュレーションデータ等）が含まれる。

（2）レアアースの採掘、製錬分離等に関連する生産ラインの組立、調整、保守、修理、アップグレード等の技術の輸出規制

➢ レアアースの採掘、製錬分離、金属製錬、磁性材料製造、レアアース二次資源リサイクル利用に関連する生産ラインの組立、調整、保守、修理、アップグレード等の技術（規制コード：1E902.b）

【留意点】
・用語の定義は上記（1）と同様。
・レアアースの採掘や製錬分離等に必要な直接的な技術にかかわらず、それを実行するための生産ラインに関する保守修理等の技術も対象。

（3）規制対象外の技術等であっても輸出事業者が海外における採掘や製錬分離等に使用される、又は実質的に寄与することを認識している場合の輸出規制

➢ 上記の規制対象技術等でない製品、技術又はサービスの場合でも、輸出者が当該技術等により海外におけるレアアースの採掘、製錬分離、金属製錬、磁性材

[8] レアアース管理条例（CISTEC 仮訳）
https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240704.pdf
第三十条 本条例における以下の用語の意味：
レアアース（希土類）とはランタン、セリウム、プラセオジム、ネオジム、プロメチウム、サマリウム、ユウロピウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ホルミウム、エルビウム、ツリウム、イッテルビウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウム等の元素の総称を指す。
製錬・分離とは、レアアース（希土類）鉱物を加工して各種単一のまたは混合したレアアース（希土類）酸化物、塩類およびその他の化合物を生成する生産プロセスを指す。
金属製錬とは、単一または混合したレアアース（希土類）酸化物、塩類およびその他の化合物を原料としレアアース金属または合金を生産するプロセスを指す。
レアアース（希土類）二次資源とは、加工を通じて含有するレアアース元素に再び使用する価値を持たせることのできる固体廃棄物を指す。レアアース永久磁石廃棄物、使用済永久磁石およびその他のレアアース含有廃棄物を含むが、これらに限定されない。

料製造、レアアース二次資源リサイクル活動に使用される、又は実質的に寄与することを認識している場合の輸出

【留意点】
・例えば、**レアアースの製錬分離を行う装置の開発や製造に関連する技術も規制対象となる可能性**。

3．商務部報道官による記者会見

商務部報道官がレアアース関連物品の輸出管理強化に関する記者質問に答える[9]（以下、機械翻訳）。

記者質問：商務省が 10 月 9 日午前、レアアース関連物品の輸出管理強化に関する 2 件の公告を発表したことに注目しています。報道官から関連状況について説明いただけますか？

答：2025 年第 61 号公告について、「中華人民共和国輸出管理法」「中華人民共和国両用品目輸出管理条例」などの関連法規に基づき、10 月 9 日、中国国務院の承認を得て、商務部は 2025 年第 61 号公告を発表し、中国成分を含む一部の海外レアアース関連物品に対して輸出管理を実施します。

レアアース関連物品は軍民両用の属性を持つため、輸出管理を実施することは国際的な慣行である。今年 4 月、中国政府は中国組織・個人によるレアアース物品の輸出に輸出管理を実施した。関連レアアース技術も早くも 2001 年に『中国輸出禁止・輸出制限技術目録』に組み入れられている。一定期間にわたり、一部の国外組織・個人は中国原産のレアアース規制物品を直接または加工後に転移・提供し、軍事などの敏感分野に直接・間接的に使用させており、中国の国家安全と利益に重大な損害または潜在的脅威をもたらし、国際平和と安定に悪影響を及ぼすとともに、拡散防止の国際的努力にも損なっている。このため、中国政府は法に基づき、中国産成分を含む一部の海外レアアース関連物品を規制対象とし、国家安全と利益をより良く守り、拡散防止などの国際的義務をより良く履行することを目的としている。

中国は責任ある大国として、関連物品を規制対象とすることで、世界の平和と地域の

[9] 商务部新闻发言人就加强稀土相关物项出口管制应询答记者问（中華人民共和国商務部サイト）
https://www.mofcom.gov.cn/syxwfb/art/2025/art_dc477b2349254a39a82407973901dede.html

安定を断固として守り、拡散防止の国際的努力に積極的に参加するという一貫した立場を体現している。中国側は多国間・二国間の輸出管理対話メカニズムを通じて、各方面とのコミュニケーションと協力を強化し、コンプライアンス貿易を促進し、グローバルな産業チェーン・サプライチェーンの安全安定を確保していく所存である。なお、今回の規制対象品目の範囲は限定的であり、同時に様々な許可便宜措置を講じる。関連規定に適合するものは中国政府が許可し、最終用途が緊急医療、公衆衛生上の緊急事態対応、自然災害救助などの人道支援である輸出については、許可申請を免除する。さらに、各関係者が既存の商業契約を履行し、コンプライアンス要件を満たすなどの実務上の必要性を考慮し、本政策には合理的な移行期間が設けられている。

2025 年第 62 号公告について、『中華人民共和国輸出管理法』『中華人民共和国両用品目輸出管理条例』などの関連法規に基づき、10 月 9 日、中国国務院の承認を経て、商務部は 2025 年第 62 号公告を発表し、レアアース関連技術に対する輸出管理を実施した。

レアアース関連物品は軍民両用の属性を持つため、輸出管理を実施することは国際的な慣行である。今年 4 月、中国政府は一部のレアアース物品に対して輸出管理を実施した。関連するレアアース技術は早くも 2001 年に『中国輸出禁止・輸出制限技術目録』に掲載されている。関連輸出は法的手続きの要求に従う必要がある。

今年に入り、国家輸出管理調整メカニズム事務室は戦略鉱物の密輸輸出取り締まり特別行動を展開し、積極的な成果を上げた。同時に、関係部門は一部の海外組織・個人が中国から違法にレアアース技術を入手し、レアアース関連物品を生産して軍事等の敏感分野のユーザーに提供したり、軍事等の敏感分野用途に使用したりしている事実を確認した。これは中国の国家安全と利益に重大な損害または潜在的な脅威をもたらし、国際平和と安定に悪影響を及ぼしている。関連リスクを防止するため、中国政府は慎重な評価を経て、レアアース関連技術に対する輸出管理を実施することを決定した。同時に、中国の組織・個人が関連活動に従事する際の明確な規定を設け、国家安全と利益をより良く守り、拡散防止などの国際的義務をより良く履行するとともに、世界のレアアース産業チェーン・サプライチェーンの安全と安定を確保する。

以上

別添 1

※機械翻訳

商務部公告 2025 第 61 号 国外関連レアアース物品に対する輸出管理実施決定の公布

【発表機関】安全・規制局
【発表文書番号】商務部公告 2025 年第 61 号
【発出日】2025 年 10 月 9 日

国家安全と利益を維持するため、「中華人民共和国輸出管理法」「中華人民共和国両用品目輸出管理条例」等の法律・法規の関連規定に基づき、中国国務院の承認を経て、以下の輸出管理措置を実施することを決定する：

一、国外の組織及び個人（以下「国外特定輸出事業者」という）が中国以外の国・地域へ下記の物品を輸出する場合、中国商務省が発行する両用品目輸出許可証を取得しなければならない：
（一）本公告付属書 1 第一部に記載された原産国が中国である物品を含有、集積または混合した、海外で製造された本公告付属書 1 第二部に記載された物品であって、付属書 1 第一部に記載された物品が海外で製造された付属書 1 第二部に記載された物品の価値に占める割合が 0.1%以上であるもの；
（二）中国原産のレアアース採掘、製錬分離、金属製錬、磁性材料製造、レアアース二次資源リサイクル関連技術を用いて国外で生産された本公告付属書 1 に掲げる物品；
（三）中国原産の本公告付属書 1 に掲げる物品。

二、国外の軍事ユーザーへの輸出申請、及び輸出管理規制リスト及び監視リストに掲載された輸入業者及び最終ユーザー（その持株比率 50%以上の子会社、支店等の関連機関を含む）への輸出申請については、原則として許可しない。

三、以下の最終用途に使用される、又は使用される可能性のある輸出申請については、原則として許可しない：
（一）大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産、使用；
（二）テロ目的
（三）軍事用途または軍事潜在力の向上

四、最終用途が 14 ナノメートル以下の論理チップまたは 256 層以上のメモリチップの研

究開発・生産、ならびに上記プロセス半導体製造装置・試験装置・材料の製造、または潜在的な軍事用途を有する人工知能の研究開発である輸出申請については、個別審査とする。

五、最終用途が緊急医療、公衆衛生上の緊急事態対応、自然災害救助その他人道支援である輸出申請については、海外輸出事業者はデュアルユース物品輸出許可証の申請を必要としないが、輸出後 10 営業日以内に電子メール（jingwaibaogao@mofcom.gov.cn）で中国商務部に報告し、当該物品が中国の国家安全及び利益を害する用途に使用されないことを確約しなければならない。

六、海外の特定輸出事業者が両用物品輸出許可を申請する場合、『中華人民共和国両用物品輸出管理条例』第十六条及び中国商務省両用物品輸出許可審査システム（URL：http://ecomp.mofcom.gov.cn）の要求に基づき関連書類を提出すること。提出書類は中国語版を基準とする。
海外特定輸出事業者は、申請書類を直接提出するか、中国国内の企業、仲介サービス機関、商会、協会等に委託して手続きを行うことができる。関連する仲介サービス機関または商会・協会は、独立した法人、または独立して法的責任を負担できる非法人組織でなければならない。
海外の特定輸出事業者が、輸出予定品目が本公告の規定に基づき輸出許可申請が必要な品目に該当するか判断できない場合、電子メール（jingwaizixun@mofcom.gov.cn）にて照会することができる。

七、 国内輸出事業者が本公告付属書 1 第一部に掲げるデュアルユース物品を輸出する場合、輸出通関時に最終目的国または地域を要求通り申告するとともに、本公告に添付するコンプライアンスガイドラインに基づき、海外の輸入業者および最終ユーザーに対して「コンプライアンス通知書」を発行しなければならない。
海外輸出事業者は、本公告に添付するコンプライアンスガイドラインの要求に従い、本公告の規制対象物品を移転または輸出する際、次の受領者に対して「コンプライアンス通知書」を発行しなければならない。

八、本公告「一（一)」及び「一（二)」の規定は 2025 年 12 月 1 日より施行する。本公告「一（三)」の規定は公布日より施行する。

付属書：
1.物品リスト.wps
2.「コンプライアンス通知書」ガイドライン.wps

付属書１

物品リスト

第一部

金属サマリウム、金属ジスプロシウム、金属ガドリニウム、金属テルビウム、金属ルビジウム、金属サマリウム、金属イットリウム、サマリウムコバルト合金、テルビウム鉄合金、ジスプロシウム鉄合金、テルビウムジスプロシウム鉄合金、酸化ジスプロシウム、酸化テルビウム

第二部

一、レアアース永久磁石材料

1. サマリウムコバルト永久磁石材料；
2. タンタル含有ネオジム鉄ホウ素永久磁石材料；
3. ジスプロシウム含有ネオジム鉄ホウ素永久磁石材料；
4. 上記材料を含む部品、コンポーネント、アセンブリ。

二、レアアースターゲット材

1. サマリウム含有ターゲット材：
   a. サマリウムターゲット;
   b. サマリウムコバルト合金ターゲット;
   c. サマリウム鉄合金ターゲット。
2. ガドリニウム含有ターゲット材：
   a. ガドリニウムターゲット;
   b. ガドリニウム鉄合金ターゲット;
   c. ガドリニウムコバルト合金ターゲット。
3. タンタルを含むターゲット材：
   a. タンタルターゲット;
   b. タンタルコバルト合金ターゲット;
   c. タンタルジス鉄合金ターゲット。
4. ディプロマムを含むターゲット材：
   a. ディプロマムターゲット；
   b. トリウム・ジスプロシウム鉄合金ターゲット。
5. ルーテニウムターゲット。
6. サマリウムターゲット。
7. イットリウムを含むターゲット材料：
   a. イットリウムターゲット；
   b. イットリウムアルミニウム合金ターゲット；
   c. ジルコニウム・イットリウム合金ターゲット。

付属書 2

コンプライアンス通知書ガイドライン

中国国内の輸出事業者が本公告付属書 1 第一部に記載された規制物品を国外へ輸出する場合、または国外の特定輸出事業者が本公告の規制対象となる物品を第三国・地域へ輸出する場合（または国内移転を行う場合)、次の荷受人、輸入業者または最終ユーザーに対して「コンプライアンス通知書」を発行しなければならない。同時に、次の荷受人、輸入業者または最終ユーザーは、中国国内の輸出事業者または上流の国外特定輸出事業者に対し、本通知書の提供を要求することもできる。本「コンプライアンス通知書」を発行しても、各当事者が中国の輸出管理法規に基づき必要なデューデリジェンスを実施する義務が免除されるものではない。

コンプライアンス通知書 テンプレート

[荷受人/輸入業者/次の最終ユーザー]様：

当社が貴社に輸出/移転する[物品名称等の情報]には、中国産の規制対象レアアース成分が含まれており、その価値比率は[　]%です。中国商務部公告 2025 年第 61 号に基づき、以下の規定を遵守してください：

（一）中国以外の国・地域へ物品を輸出する場合、中国商務省発行の輸出許可を取得すること；

（二）当該物品を原料（部品、コンポーネント）として他の物品を製造する場合、各独立使用可能物品における中国産規制対象レアアース成分の価値比率が 0.1%を超える場合、製造された物品は中国商務部公告 2025 年第 61 号で規制対象物品に該当し、中国以外の国・地域へ輸出する際には中国商務部が発行する輸出許可を取得しなければならない。

（三）次の荷受人／輸入業者／最終ユーザーへ本通知書（一）（二）に関連する物品を移転または提供する場合は、中国商務部公告 2025 年第 61 号の要求に基づき作成した「コンプライアンス通知書」を併せて提供しなければならない。

[海外特定輸出事業者名／中国国内輸出事業者名]

[印鑑または法定代表者署名]

[日付]

注：中国国内輸出事業者が本公告付属書 1 第一部に記載された規制物品を国外へ輸出する場合、冒頭の「価値比率」欄には「100%」と記入すること。

別添 2

商務部公告 2025 年第 62 号 レアアース関連技術に対する輸出管理実施の決定を公布

【発表機関】安全・管理局
【発表文書番号】商務部公告 2025 年第 62 号
【発出日付】2025 年 10 月 9 日

国家安全と利益を維持するため、「中華人民共和国輸出管理法」「中華人民共和国両用品目輸出管理条例」等の関連法規に基づき、国務院の承認を得て、レアアース関連技術等の物品に対する輸出管理を実施することを決定する。関連規定は以下の通り：
一、以下の物品は許可なく輸出してはならない：
（一）レアアースの採掘、製錬分離、金属製錬、磁性材料製造、レアアース二次資源リサイクル利用に関連する技術及びその媒体（規制コード：1E902.a）
（二）レアアースの採掘、製錬分離、金属製錬、磁性材料製造、レアアース二次資源リサイクル利用に関連する生産ラインの組立、調整、保守、修理、アップグレード等の技術（規制コード：1E902.b）
輸出が規制対象外の貨物、技術またはサービスであっても、輸出事業者が当該貨物・技術・サービスが海外におけるレアアースの採掘、製錬分離、金属製錬、磁性材料製造、レアアース二次資源リサイクル活動に使用される、または実質的に寄与することを認識している場合、『中華人民共和国輸出管理法』第 12 条及び『中華人民共和国両用品目輸出管理条例』第 14 条の規定に基づき、輸出前に商務部に対し両用品目輸出許可を申請しなければならない。許可を得ずに提供してはならない。
本公告における「レアアース」「製錬分離」「金属製錬」「レアアース二次資源」の定義及び範囲は、「中華人民共和国レアアース管理条例」の関連規定に従う。本公告における「磁性材料製造」技術とは、サマリウムコバルト、ネオジム鉄ホウ素、セリウム磁石の製造技術を指す。本公告における技術及びその媒体には、技術関連資料等のデータ（設計図面、工程規範、工程パラメータ、加工プログラム、シミュレーションデータ等）が含まれる。
二、本公告における輸出事業者には、中国公民、法人及び非法人組織、並びに中国国内の全ての自然人、法人及び非法人組織が含まれる。
本公告における「輸出」とは、本公告に掲げる規制対象物を中華人民共和国国内から国外へ移転すること、または国内もしくは国外において外国の組織もしくは個人に提供することを指し、貿易輸出のほか、知的財産権の許諾、投資、交流、贈与、展示、検査、試験、援助、伝授、共同研究開発、雇用または被雇用、コンサルティング等のいかなる方法による移転または提供を含む。

三、輸出事業者は、「中華人民共和国両用品目輸出管理条例」第十六条の規定に基づき、商務部に輸出許可を申請しなければならない。輸出技術を申請する場合、輸出事業者は付属書 1 の要求に従い、「輸出管理対象技術の移転または提供に関する状況説明書」を同時に提出しなければならない。中華人民共和国国内において、国内所在の国外組織または個人に本公告で規制される技術を提供する場合、付属書 2 の要求に従い、「国内における輸出管理対象技術提供に関する状況説明書」を同時に提出しなければならない。
輸出事業者は、「中華人民共和国両用品目輸出管理条例」第十八条等の規定に基づき許可証を使用し、許可証の要求に従い報告義務を履行しなければならない。
四、輸出事業者はコンプライアンス意識を強化し、輸出予定貨物・技術・サービスの性能指標、主要用途等を把握し、デュアルユース物品に該当するか否かを判断しなければならない。移転または提供予定の物品が本公告で規制される物品に該当するか、あるいは関連状況が本公告の規制対象となるか否かを判断できない場合は、商務省に照会することができる。
五、いかなる単位及び個人も、本公告に違反する行為に対して仲介、斡旋、代理、貨物輸送、郵便、通関、第三者電子商取引プラットフォーム及び金融等のサービスを提供してはならない。本公告の規制対象物品の輸出に関与する可能性がある場合、サービス提供者は自らサービス対象者に、当該輸出活動が本公告の管轄下にあるか、輸出許可を申請中か、または許可証を取得しているかを問うものとする。既にデュアルユース物品輸出許可を取得した輸出事業者は、関連サービス提供者に自発的に許可証を提示しなければならない。
六、公知の技術、基礎科学研究における技術、または通常特許出願に必要な技術は、本公告の管轄対象外とする。本公告発効日より、許可なく不特定多数に対して本公告で規制される未公開技術を公開した場合、『中華人民共和国輸出管理法』第 34 条に基づき処罰する。
七、中国公民、法人、非法人組織は、許可なく海外におけるレアアース採掘、製錬分離、金属製錬、磁性材料製造、レアアース二次資源リサイクル活動に対し、いかなる実質的支援も提供してはならない。本公告の要求に違反した場合、『中華人民共和国輸出管理法』『中華人民共和国両用物資輸出管理条例』の関連規定に基づき処罰する。
八、本公告は公布の日から施行する。「中華人民共和国両用品目輸出管理リスト」は同時に更新する。

付属書：
1.「輸出管理対象技術の移転または提供に関する状況説明書」記入ガイド.wps
2.「国内における輸出管理対象技術の提供に関する状況説明書」記入ガイド.wps

付属書 1

「輸出管理対象技術の移転又は提供に関する状況説明書」記入ガイド

説明：

1.中華人民共和国国内外に所在する輸出事業者が、本公告で規制対象となる技術を中華人民共和国国外に移転または提供する場合、輸出許可を申請する際には、本ガイドラインに基づき作成した「状況説明書」を商務省に提出しなければならない。

2. 説明は真実かつ完全であること。関連する証明資料を添付することができる。商務省は予備審査後、案件の状況に応じて輸出事業者に対し追加説明または関連証明資料の提出を求めることがある。必要に応じて、許可前の現地調査を実施する。

3. 実際の状況が本ガイドラインの枠組みを超える場合は、実際の状況に基づき説明すること。

一、輸出事業者

営利法人は以下の状況説明を提供すること：基本状況、株式構成、発展経緯、生産状況、主要顧客及びその主要事業分野、技術状況、役員及び実質支配者状況、重要資格及び輸出許可取得状況、知的財産権状況等。

非営利法人は以下の状況説明を提供する必要がある：基本情報、発展経緯、主要業務、技術状況、実質支配者状況、重要な資格及び輸出許可取得状況、知的財産状況、資金源など。

自然人は以下の状況説明を提供する必要がある：個人基本情報、学歴、職歴、習得技術状況など。

二、最終ユーザー

基本情報、株式構成、発展経緯、生産状況、主要顧客及びその主要事業分野、技術状況、役員及び実質支配者状況、重要資格及び輸出許可取得状況、知的財産状況等。非営利法人は資金源についても説明すること。

最終ユーザーと輸出事業者に親会社・子会社関係、戦略的投資関係、長期的な取引実績等の関連性または取引記録がある場合は、併せて説明し、関連証明書類を提出すること。

三、輸出予定技術

（一）詳細な技術説明、当該技術で生産される製品の説明、国家機密技術に該当するか否か；技術成熟度；研究開発資金の出所；研究開発期間；主要協力機関；中外共同研究開発か否か；知的財産権状況等。

（二）関連金額（輸出事業者が当該技術輸出により得る直接収益または対価）。

四、輸出方法

（一）輸出シナリオ。

貿易輸出：契約の主要内容を提供。

知的財産権ライセンス：契約の主要内容、および新たに発生する知的財産権の帰属に関する説明を提供すること。

投資：投資契約または計画書の主要内容、各一般パートナーの基本状況、投資に伴う技術移転状況など。

交流・交換・贈与：契約の主要内容またはその他の説明。

展示会：契約の主要内容またはその他の説明。展示会の基本情報。

サービス・教育・伝授・共同研究開発：プロジェクト文書、承認文書（該当する場合）の主要内容またはその他の説明。

その他の方法：輸出状況の客観的説明。

注：輸出が複数のシナリオにまたがる場合、輸出事業者は主要シナリオの説明及び主要シナリオとその他のシナリオの関係を提出すること。全ての説明に付随する証明書類がある場合は、併せて提出すること。関連証明書類が申請書類として既に提出済みの場合は、重複して提出しないこと。

（二）輸出方法。

技術輸出の方法（例：ビデオ会議、文書送付、ネットワーク伝送等)、頻度及び時期。輸出事業者側の担当者状況及び相手側受領者状況。

五、輸出目的及び最終用途

（一）輸出事業者が輸出活動を行う目的。

（二）詳細な最終用途。最終ユーザーが技術を利用する目的、予想される生産製品及び収益、生産製品に軍需品及びデュアルユース物品が含まれるか否か。

付属書 2

『国内における輸出管理対象技術の提供に関する状況説明書』記入ガイド

説明：

1. 輸出事業者が中華人民共和国国内において、中華人民共和国国内に所在する国外の組織または個人に対し、本公告で規制対象となる技術を提供する場合、商務省に対し本ガイドラインに従って作成した「状況説明書」を提出しなければならない。

2. 説明内容は真実かつ完全でなければならない。商務省は予備審査後、事案の状況に応じて輸出事業者に対し追加説明または関連証明書類の提出を求めることができる。必要に応じて、許可前の現地調査を実施する。

3. 実際の状況が本ガイドラインの枠組みを超える場合は、実際の状況に基づき説明すること。

一、輸出事業者

（一）基本情報。

（二）技術提供の目的。

（三）内部管理措置及びリスク管理メカニズム。

（四）全関係者情報。

二、受取人

（一）パスポート、就労ビザ、就労許可情報などの身分証明書。

（二）常居地、国籍、過去 3 年以上の長期居住歴。

（三）受入者の履歴書（学歴、職歴、軍事機関との関連の有無を含む）。

（四）受入者が 1 年以内に中国を出国したか否か、該当する場合はその状況を説明すること。（注：受入者が許可証の有効期間中に中国を出国し、母国以外の第三国へ渡航した場合、許可証の再申請が必要となる）

三、技術状況

（一）技術の詳細な説明、技術生産製品の説明、国家機密技術に該当するか否か；技術成熟度；研究開発資金の出所；研究開発期間；主要協力機関；中外共同研究開発か否か；知的財産権の状況。

（二）関連金額（輸出事業者が今回の技術輸出から得る直接収益または対価）。

（三）技術の効果（設計、生産、運営、保守その他の具体的な用途を明記すること）。

四、最終ユーザー

（一）基本情報、株式構成、発展経緯、生産状況、主要顧客及びその主要事業分野、技術状況、役員及び実質支配者情報、重要資格及び輸出許可取得状況、知的財産権状況等。非営利機関は資金源も提供すること。

（二）技術が最終ユーザーで使用される目的。

（三）最終ユーザーにおける技術の使用具体的なシナリオ。

（四）技術が最終ユーザーの特定プロジェクトで使用される場合。最終ユーザーの常

駐地以外で使用される場合は、プロジェクトの所在地を明記すること。

注：技術受領者と最終ユーザーが同一者の場合、実際の状況に基づき本項を記載すること。

五、輸出方法

（一）情報伝達方法（対面、ネットワーク指導、電話、ファックス等）；非対面の場合は、どのような安全保障措置を設定するか。

（二）技術媒体。有形媒体がある場合、技術媒体が直接交付されるかどうかを明記。

（三）双方が本技術輸出に関して合意した事項（侵害防止措置、秘密保持措置の有無等を含む）。